

| | |
|---|--------------------|
| 件名 | えひめ青少年ふれあいセンター管理条例 |
| 主管課 | 生涯学習課 |
| 根拠法令等 | |
| <p>【制定の概要】</p> <p>えひめ青少年ふれあいセンターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 業務</p> <p>(1) 青少年の団体宿泊訓練その他青少年の教育に必要な研修に関すること。 (2) 家族、青少年等の体験活動の機会の提供に関すること。 (3) 県民の生涯学習活動の場の提供に関すること。 (4) その他必要な業務</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げる業務の実施に関すること。 (2) センターの利用の許可に関すること。 (3) センターの利用に係る料金の収受に関すること。 (4) センターの利用の促進に関すること。 (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。 (6) その他教育委員会が定める業務</p> <p>3 利用団体</p> <p>(1) 青少年、青少年の育成関係者又はこれらの者により構成される団体 (2) 生涯学習活動に関する計画を有し、当該活動を行う団体 (3) その他指定管理者が適当と認める団体</p> <p>4 利用時間</p> <p>(1) 宿泊利用 到着の日の午前8時30分から出発の日の午後5時30分まで (2) 日帰り利用 午前8時30分から午後5時30分まで (3) 指定管理者は、教育委員会の承認を得て(1)・(2)の時間を変更することができる。</p> <p>5 休所日</p> <p>(1) 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、直後の休日でない日） (2) 指定管理者は、臨時に休所し、又は休所日にセンターを利用させることができる。 (3) 指定管理者は、教育委員会の承認を得て休館日を変更することができる。</p> <p>6 利用許可</p> <p>(1) 一定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、(1)の許可に条件を付することができる。</p> <p>7 利用料金</p> <p>(1) 指定管理者の収入とする。 (2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>8 利用料金の減免</p> <p>県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき等</p> <p>9 教育委員会による管理</p> <p>指定管理者がセンターの管理を行うことができないときは、教育委員会がセンターの管理に係る業務を行う。この場合、「利用料金」は「使用料」と、「指定管理者」は「教育委員会」と読み替える。</p> | |
| 施行日 | 平成21年4月1日 |